

(平成27年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年3月21日であると認められることから、申立期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年5月から同年9月までは20万円、同年10月から7年2月までは15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から7年3月21日まで

申立期間は、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成6年5月31日になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年5月31日と記録されているところ、当該処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年5月31日）より後の7年7月13日に、6年10月の定時決定を取り消した上で、当初の7年3月21日の資格喪失日の記録を遡及して訂正しており、他の複数の同僚についても同様の処理がなされていることが確認できる。

また、事業主は、「当時、会社の資金繰りが悪化し、社会保険料を滞納していた。平成7年の夏頃に、社会保険事務所（当時）に相談の上、従業員の厚生年金保険の被保険者資格を遡って喪失させる手続を行った。」と回答している。

さらに、商業・法人登記簿謄本、申立人及び複数の同僚に係る雇用保険被保険者記録並びに事業主の回答から判断すると、当該事業所は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た7年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における訂正処理前のオンライン記録から、平成6年5月から同年9月までは20万円、同年10月から7年2月までは15万円とすることが妥当である。